

オリンピックとドーピングについて考える

野口 将暢

はじめに

スポーツというのは、私たちに夢などたくさんのものを与えてくれるものであり、その中でも代表的な大会がオリンピックである。オリンピックは、スポーツの最高峰というだけでなく、世界の人々が一堂に会して競技を楽しむ場であり、異なる民族・宗教・政治制度の国々の人々が集まる。また、選手にとっては、自分が追いつけてきた夢が現実なものになる場所でもある。その中で問題となっているのが選手によるドーピングの問題である。ドーピングは、一時的に選手の成果を上げるものであるが、その代償に副作用がとて大きく、場合によっては、死亡するケースも珍しくない。筆者は、ドーピングについてとても興味をもっている者である。本論文では、オリンピックと国際社会 ドーピングに関わる問題 について述べたい。

1. ドーピングの起源

「ドーピングという用語は、アフリカ南部に住む住民ズル族の戦士が儀式や祭礼で自らを鼓舞するために飲んだブドウの皮からできた(ドーブ)と呼ばれるアルコール飲料に由来すると言われている。古代ギリシャの時代には、競技者が、自己の競技力向上のために興奮剤等を用いたことが知られている。¹」その後、19世紀には、競走馬に対して麻薬が用いられるようになり、自転車競技者などが、興奮剤、カフェイン、コカインなどを度々用いられるようになった。1920年代になると、スポーツにおいて麻薬の使用を禁止する必要があると言われるようになった。そして、1928年には、国際陸上競技者連盟が興奮剤の使用を禁止するようになり、その他のスポーツ競技団体もこれに追随して麻薬の使用を禁止するようになった。「しかし、この頃は、一定の薬物を禁止するだけで、ドーピング検査は行われなかったので実効性に乏しいものだったのである。その後、1996年にUCI(国際自転車競技連盟)とF-FA(国際サッカー連盟)が世界大会において、初めてドーピング検査を実施したのである。²」これを機会に様々な競技団体において、ドーピング検査が行われるようになったが、ドーピング違反が広く認識されるようになったのは、ソウルオリンピックでのベン・ジョンソン選手がドーピング違反で金メダルを剥奪された頃なのである。

2. ドーピングが禁止されている理由、法律について

¹ 多田光毅 ドーピングの検査と実際 (株)秀和システム 2010年 p10

² 多田光毅 ドーピングの検査と実際 (株)秀和システム 2010年 p10

「ドーピングが禁止されている理由には4つある。1つめがスポーツの価値が損なわれるという理由です。我々は、一定のルールのもとで、スポーツを行うことで競技の楽しさや厳しさを知ることができ、仲間(チームメイト)と団結力が出来上がり絆を深めることが出来るのである。しかし、ドーピングは、競技の楽しみや厳しさを奪い、結果としてスポーツの価値を損なうことになるからである。2つ目の理由はスポーツの公平性を害するという理由である。スポーツは、統一したルールのもと、公平に競い合うことが前提となっているが、その中でいかに相手を倒すか、1番になるのを目指すものである。ドーピングは、このようなスポーツの基礎となる公平性と真っ向から反する行為である。3つ目の理由は、選手の健康の問題である。ドーピングに使用される物質は、その使用法や、使用量如何によって、人体に大きな副作用をもたらすものである。スポーツは、健康のために行われるものであり、本末転倒である。4つ目の理由は、社会や青少年に悪影響を及ぼすという理由である。例を挙げると、スポーツを観戦する青少年は、選手の行動に多大な影響を受けるものである。選手がドーピングに手を染めてしまえば、青少年がドーピングを模倣することになり、ドーピングをやってもいいという風潮が蔓延するであろう。これらのことは、考えてみたら当然であるが、ドーピングについて考えるうえでとても重要なことなのである。スポーツの夢や感動は、一定のルールの下で公平であるからこそ大きいものと言えるのである。³⁾

ドーピングの内容や制裁については、日本の法律には、規定されていない。法律といえば、国民全員が守らなければいけない規定であり、自由な行動が制約されると思われがちだが、法律の意義は、それだけではなく、国民の自由な活動を保障するという意義も多くあるのである。ドーピングといえば、一般的にやってはいけないという側面だけでなく、競技者側の権利として、ドーピングに関する手続きの適正法や意義申立権の保障に関しても重要であると思われる。このような観点からスポーツ分野に携わる弁護士を含む法律専門家や国会議員の有志はスポーツ選手やスポーツに携わる人々のスポーツに関する権利をスポーツ権として確立し、これを明確に保障するためにスポーツ基本法の立法に向けて活動をしているのである。「ドーピングに関しては、平成19年に文部科学省が策定した[スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン]というものがあるが、行政による指針に過ぎず、法律という国民の意思の補付けはないのである。将来、スポーツ基本法が立法化されて選手の権利が保障される制度が作られるのが今後の目標であるといわれている。⁴⁾

³⁾多田光毅 ドーピングの検査と実際 (株)秀和システム 2010年 p18

⁴⁾多田光毅 ドーピングの検査と実際 (株)秀和システム 2010年 p34



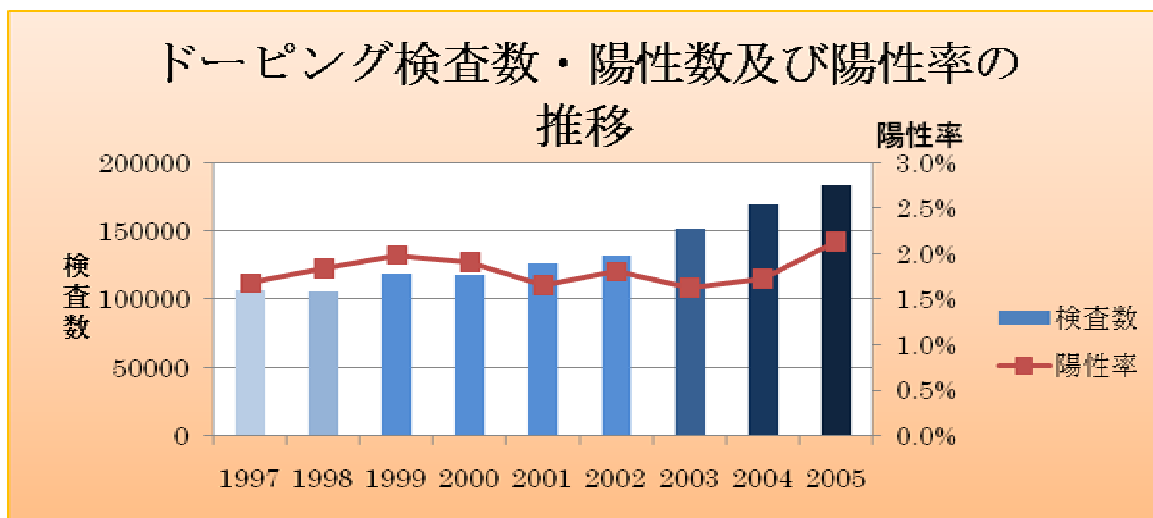
出典：多田光毅他『よくわかるドーピングの検査と実際』（株）秀和システム、
2010年、p.19をもとに野口が作成。

3. 始まりは、1つの死からだった

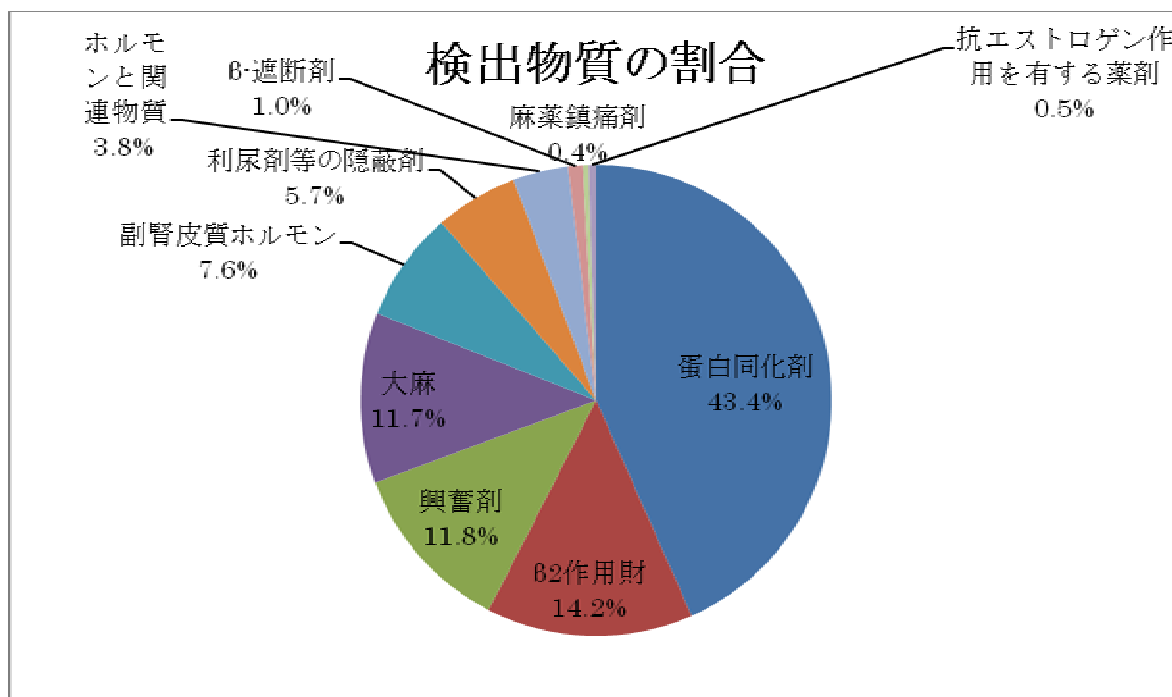
1960年ローマオリンピック、自転車の競技に出場していたデンマークの選手がレース中に突然失神して転倒、頭を打って死亡した。死因は、興奮剤アンフェタミン(覚せい剤の一種)の過剰使用であり、ドーピング(競技能力向上を目的にした薬物使用)によるオリンピックで初の犠牲者が出たのである。次の1964年の東京オリンピック直前に国際オリンピック委員会(IOC)委員に選ばれたプリンス・アレクサンドル・ド・メロード(のちのIOC医事委員会初代委員長)は、会場内で不審な動きを目撃したのである。それは、国際自転車連合が、事故の再発を防ぐため、約100人のオリンピック出場選手を対象に、ひそかに独自の薬物検査を行なう計画だった。しかし、この検査方法には、不備があった上、選手によるボイコットも起きた。メロードは、ブランデー(IOC会長)に、検査に協力したディリックス博士(のちの医事委員会事務局長)らを引き合わせ、事態の深刻さを主張した。この働きで1967年最初の恒久的なIOC医事委員会が設立され、この時メロードが医事委員会初代委員長に任命されたのである。しかし、薬物使用は、決して新しい話ではない。冒頭のオリンピックの起源でものべられているように19世紀初頭から確認されているのである。

1904年セントルイスオリンピックのマラソン競技では、アメリカの選手がストリキニーネ入りブランデーで優勝したものの倒れて病院に担ぎ込まれる羽目になった。1950年代には、自転車の世界でアンフェタミン使用が広がり、67年のツード・ド・フランス(フランス周辺国を舞台に行われる自転車プロロードレース)でイギリスの選手が薬物の過剰摂取で競技中に倒れ、死亡している。本格的な薬物検査が行われたのは、72年のミュンヘンオリンピックだった。「筋肉増強剤アナボリック・ステロイド

が禁止されたのがやっと74年と、IOCの薬物対策は、後手に回り続けたのである。当時、国際陸連医事委員会として、現在IOCが使う検査体制の基礎を築いた同教授は、当時幹部は、アマチュアのオリンピックを薬物禍が蝕むはずがないと、問題の深さを理解できなかった。40年にわたる薬物使用と検査のイタチごっこは、根本的なハンデを抱え、幕を開けた。⁵」



出典：多田光毅他『よくわかるドーピングの検査と実際』(株)秀和システム、
2010年、p13を参照



⁵オリンピック物語 結城和香子中央公論新社 2004/6/10 145 頁

出典：多田光毅他『よくわかるドーピングの検査と実際』(株)秀和システム、
2010年、p15を参照

4. 旧東独、薬まみれの実態

ベルリンの壁が崩壊した後の1990年にドイツの分子生物学者ベルナー・フランケ博士は、秘密警察が廃棄し損ねた極秘文献を見つけ出した。そこには、60年代から30年近く続いた、旧東独の国家を挙げたドーピング、禁止薬物の使用実態が記されていた。この証拠を元にフランケ博士は、旧東独の陸上選手で薬物使用を逃れて西独に脱出した妻とともに禁止薬物使用の実態を訴える決意を固めた。ドーピングによる選手育成は、当時の旧東独にとって国家と共産主義の優勢を証明する早くて安定な方法だったのである。フランケ博士の記録によると、63年には、男子選手の薬物使用実態の記録があり、使用効果が高い女子選手の場合は、68年のメキシコオリンピックに向け、本格的な筋肉増強剤(アナボリック・ステロイド)の使用を始めていた。70年代に入ると男性ホルモン・テストステロンの注射も加わり、ほとんどの競技で薬物が使用された結果「モンテリオール五輪女子競泳で13種目のうち11個の金メダルを獲得するなど、東独が、米国、ソ連(当時)に匹敵するスポーツ大国にのし上がった。長年、この問題を追うポツダム大学のギゼルハー・スピッツァー教授は言う。旧東独の成功は、突出した薬物量と、政府を挙げての研究が支えた。副作用の危険を熟知しながら、体制のために個人を犠牲にした犯罪行為だ。教授によると、年間、トップ選手約二千人を含む、一万人とも言われる若者が薬物を使い、これを数千人のコーチ陣と科学者、無数の秘密警察要員が支えた。その拠点は、25のスポーツクラブだった。⁶⁾

76年のモンテリオールオリンピックでの筋肉増強剤検査の導入、84年のロサンゼルスオリンピックでのテストステロン検査の実施などに対し、ライプチヒ(地名)を拠点に活動している各研究所は、巧妙な薬物使用の痕跡隠しの手段を考案し続けたのである。また、国際オリンピック委員会の薬物検査機構も、選手が国際大会に出場する前に出国時検査を担当した。「その結果、東独の黄金期の間、薬物で陽性を示したのは、2人だけだった。⁷⁾98年には、競技外での抜き打ち検査が提案され、常時使用できる薬物が制限されたため、東独の競技力は、衰え、東独の黄金期は、終焉を迎えたのである。また、この時期を境に、世界でのパワー系の競技レベルがガクッと下がったのである。それは、皮肉にも東独がもたらしたドーピング体制がこのような結果をもたらしたのである。

⁶⁾ オリンピック物語 結城和香子中央公論新社 2004 p147

⁷⁾ オリンピック物語 結城和香子中央公論新社 2004 p147-148

5. 毎日注射、果ては死

旧東独では、主に女子水泳、陸上選手を中心に早い者には、13歳ごろから筋肉増強剤(アナボリック・ステロイド)などの注射を始める。副作用は、男性化(毛深さ、筋肉質、声)だけではなく、内臓疾患、皮膚炎、攻撃性や性欲の異常な高ぶりなどといった精神病、子宮の退化、胎児の奇形、最悪の場合は、死に及んだ。また、怖いのは、後遺症が時間経過とともに深刻化していくことである。ある1人の選手の場合、心臓病、深刻な肝臓疾患、肝臓へのダメージ、もっともひどかったのが、精神的ダメージだった。攻撃な活動の後に暗闇に落ち込む憂うつ状態に落ち込み過食症が始まり、無気力に襲われた。何度も自殺を試みたが、どこかに生きる意志が残っていたのが実態だったのである。

6. 遺伝子ドーピングによる脅威

オリンピックを始め、スポーツ競技は、規制薬物使用の実態が常に絶えないのが現状である。近い将来あるいはもう完成しているかもしれない、通常の薬物検査では、見抜けない新種のドーピングが登場する恐れがある。筋肉疾患を治すための遺伝子治療を悪用すると簡単に筋肉を強化できるものである。「筋肉の成長と修復は体内の生化学分子によって調節されており、その分子は遺伝子によってコントロールされている。代表的な筋ジストロフィー症であるデュシェンヌ型筋ジストロフィーは遺伝子変異によってジストロフィンというタンパク質ができなくなるのが原因だ。また、筋肉の再生過程ではインスリン様成長因子1(IGF-1)という物質が細胞分裂を活発化させ、ミオスタチンという別の調節因子は増殖を抑制している。⁸」人口で造った遺伝子を導入し分子を増加させたり、阻害するなどコントロールし、加齢などで失われた筋肉を復元することができる。すでに米国では、ジストロフィンを使った遺伝子導入(遺伝子治療の臨床実験)がすでに計画されていると言われている。この手法を競技者が使うと筋肉が増し、筋力や回復力を大幅に高められるのである。導入遺伝子が作り出したタンパク質は、筋肉組織の中だけに生じるため、血液や尿からは、検出されないし、また一番厄介なのは、もともと人体の中にあった天然タンパク質と全く同じなので区別が出来ないため、証拠が残らない。今後の課題としては、遺伝子ドーピングの痕後を発見する有力な検査を見つけることである。「たとえば、遺伝子を媒介するウイルスに出会うと、何らかの信号を発する物質を送りこんで、全身のスキャンで場所を特定する。また、遺伝子操作が行われた時に体内で特殊な変化を見せる、遺伝子などの(マーカー、指標)物質の存在を探すことも可能性の一つだ。いつか、受精卵時から操作した、スーパー選手が出現する時代が来るのだろうか。そうなれば、個々人の鍛錬によ

⁸ 日経サイエンス <http://www.nikkei-science.com/page/magazine/0409/doping.html>

る達成ではなく、科学の成果の競争になる。とめどないドーピングの前に、スポーツの概念そのものの変質が、すでに起こりつつあるのかも知れない。⁹」

20世紀後半より医療は目覚ましい発展を遂げた。今まで不治の病であったものが治癒されるものとなった。しかし、それにとどまらず遺伝子工学による増強（エンハンスメント）も可能となってきたのである。幼いころからスポーツ教室に通い、優れた選手になった例は報告されているが、それが行き過ぎると遺伝子工学による人間改造という問題が起こりかねない。

7. 結論(スポーツの本質的な目的とサンデル教授)

ハーバード大学教授のマイケル・サンデルは以下のように述べている。

「科学技術の発展は、遺伝子工学や薬物によって人間の身体的能力を増幅させるだけでなく、スポーツにおいては、その装備などに技術的成果が取り入れられることによってゲームの性質を変化させる場合がある。例えばマラソン選手の場合、技術革新による優れた運動靴をはくことで、記録が伸びることがある。だが、用具の革新による増強は、どこまで許されるだろうか。それは、その装備の革新が競技の本質的な部分を阻害しないかどうかという点に関わってくる。つまり、競技の本質的なものを変えてしまうような技術革新は問題なのである。逆に言えば、競技の本質が保たれるのならば、装備の革新は許されるべきであるということになるだろう。¹⁰」

そしてサンデル教授は「傲慢に陥った増強は正義に反する」と述べている。現在オリンピック憲章はドーピングについて規定している。それと同様に将来オリンピック憲章が遺伝子工学によるエンハンスメントについて規定する憲章改定が必要になる可能性もある。このようなエンハンスメントをどこまでも許すことになると我々が知っているスポーツから遠くかけ離れたものになってしまう恐れがあるのである。

⁹ オリンピック物語 結城和香子中央公論新社 2004 p173

¹⁰ サンデルの政治哲学-政治とは何か 小林正弥 平凡社 2012 P240

要約

ドーピングは、19世紀から使用されており、本格的に薬物検査が行われたのは、72年のミュンヘンオリンピックだった。ドーピングと人との関わりの歴史は、非常に長く常にオリンピックでの問題として挙げられている。筆者は、選手のドーピングの使用は、絶対に反対であり、これからのオリンピックでは、無くなってほしいと願っている。理由は主に、2章、5章で述べられているが、スポーツの価値が損なわれると、スポーツの公平性を害するということが、選手の健康の問題である。健康問題に関しては、最悪の場合死には至るケースも珍しくないのである。また近年、遺伝子工学の発達によって疾病の治療や予防が可能になったが、これと同時に、自身の肉体を増加することが可能になった。もともとは、治療や予防という医学的目的のために開発された技術が、性質や能力を通常以上にまで改善・改良すること(増強)のために使われる可能性が生じているため、どのように防ぐかが今後の重要な課題である。

キーワード

- オリンピック
- ドーピング
- 薬物
- 遺伝子
- スポーツ
- 薬物検査
- 選手
- エンハンスメント